

## 踏切道改良促進法（昭和 36 年法律第 195 号）

踏切道改良促進法は、踏切道の改良を促進することにより、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与することを目的とする法令です。ここで「踏切道」とは、鉄道（新設軌道を含む）と道路法上の道路とが交差している場合における踏切道を指します。

### 1. 滞留施設協定（法第 8 条）

踏切遮断中の歩行者滞留スペースの確保のため、鉄道事業者等は、道路外滞留施設所有者等（※）と協定を結ぶことができます。鉄道事業者等は、当該協定に係る施設を整備又は管理することができます。

（※）道路外滞留施設所有者等について

道路外滞留施設所有者等とは、当該道路外滞留施設の所有者、その敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者を指します（臨時設備その他一時的に使用する施設のため設定されたことが明らかなものは除かれます）。

### 2. 重要事項説明の追加事項（法第 10 条）

滞留施設協定は、その協定が公示された後に、新たに道路外滞留施設所有者等となった者に対しても、その効力があります（法第 10 条）。

### 3. 確認方法

滞留施設協定が締結されているかどうかは、鉄道事業者及び道路管理者の事務所で確認することができます。また、施設か敷地内の見やすい場所に鉄道事業者及び道路管理者の事務所で閲覧に供している旨が掲示されていますので、現地でも確認することができます（第 9 条第 3 項）。

## 4. 参照条文

### 第1条（目的）

この法律は、踏切道の改良を促進することにより、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与することを目的とする。

### 第2条（定義）

この法律で「踏切道」とは、鉄道（新設軌道を含む。以下同じ。）と道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。以下同じ。）とが交差している場合における踏切道をいう。

### 第8条（滞留施設協定の締結等）

第3条第1項の規定による指定に係る鉄道事業者及び道路管理者は、第4条第6項（第5条第2項又は第6条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により地方踏切道改良計画又は国踏切道改良計画に記載された道路外滞留施設の整備又は管理を行うため、道路外滞留施設所有者等との間において、次に掲げる事項を定めた協定（以下この条から第十条までにおいて「滞留施設協定」とい。）を締結して、当該道路外滞留施設の整備又は管理を行うことができる。

一 滞留施設協定の目的となる道路外滞留施設（以下この項、次条第3項及び第10条において「協定滞留施設」という。）

二 協定滞留施設の整備又は管理の方法

三 滞留施設協定の有効期間

四 滞留施設協定に違反した場合の措置

五 次条第三項の規定による滞留施設協定の掲示の方法

六 その他協定滞留施設の整備又は管理に関し必要な事項

2 滞留施設協定については、道路外滞留施設所有者等の全員の合意がなければならない。

## 第9条（滞留施設協定の縦覧等）

### 1・2 （略）

3 鉄道事業者及び道路管理者は、滞留施設協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、かつ、当該滞留施設協定の写しを当該鉄道事業者及び道路管理者の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、滞留施設協定において定めるところにより、協定滞留施設又はその敷地内の見やすい場所に、当該鉄道事業者及び道路管理者の事務所においてこれを閲覧に供している旨を掲示しなければならない。

## 第10条（滞留施設協定の効力）

前条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による公示のあつた滞留施設協定は、その公示のあつた後において協定滞留施設の道路外滞留施設所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。